

動物たちの現状、知っていますか。



家 族の一員として幸せに暮らすペットがいる一方で、飼い主が介護施設に入所するといった、やむを得ない事情で飼いきれられないペットもいるなど、ペットを取り巻く環境は非常に複雑で、多くの課題を抱えています。また、無計画にペットを増やしてしまい、適正に飼養できなくなった多頭飼育崩壊、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）への無責任な餌やりによって発生する糞尿被害など、飼い主だけの問題に留まらない住民間のトラブルに発展するケースもあります。

動物愛護管理法では、動物が命あるものであることにかんがみ、何人も動物をみだりに殺傷したり苦しめたりしないだけでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならないと規定しており、国や地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関して普及啓発に努めることとされています。今回の特集では、いまあるペットの命をまっとうしてもらうために飼い主に知っていただきたいことや、動物の愛護と管理に関する市の取り組みなどについてご紹介します。

データを見る

函館市の

収容頭数（令和5年度）

	飼い主から 引取り	所有者不明 （うち警察）	職員による 捕獲・保護	合計
犬	0	28（26）	1	29
猫	42	13（12）	1	56

処理頭数（令和5年度）

	個人 譲渡	団体 譲渡	返還	殺処分	保管中 死亡	収容中	合計
犬	2	0	27	0	0	0	29
猫	22	22	1	5	6	0	56

※「殺処分」は回復の見込がない傷病等のため安楽殺措置を行ったもの

飼い主のいない猫に関する苦情件数

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
糞尿に関する 苦情	16	19	18	21	9
餌やりに関する 苦情	17	15	6	13	21
合計	33	34	24	34	30

関係者の声

函館地域猫・保護猫活動「陽だまり」理事長 山口さん

市内の野良猫を捕獲し不妊去勢手術をして元の場所に戻す、地域猫活動（TNR活動）をしています。手術をした猫はオスは右耳、メスは左耳にVカットを施し、手術していない野良猫と区別しています。望まれない繁殖を防ぐ活動が中心ですが、地域猫は鳴き声や糞尿などで地域住民とのトラブルの原因にならないよう、カラス対策として食べ終わったら餌をしまう、花壇の糞尿対策として猫砂を置くなどの助言も行っています。犬や猫は繁殖力が高く、特に猫は年に多ければ3、4回出産しますので不妊去勢手術をしないと、どんどん増えます。餌をあげるなら一緒にTNRも実施するというのが市民の常識となつてほしい。猫たちが幸せな生活を送れるようにこれから活動を続けていきたいです。



南北海道動物愛護ネットワーク「みらい」理事長 熊谷さん

わたしたちは主に函館市や近郊で保健所などに引き取られた犬や猫を受け入れ、里親を探す活動をしています。これまでに猫千三百匹、犬百匹以上を保護し、譲渡してきました。人、犬、猫も自らの意思でその姿に産まれてきたわけではありません。同じ命として皆幸せでなければならぬと思います。飼い主には、家族の一員として、責任を持つて飼育してほしいです。自分が年をとって飼えなくなる前に引き取り先を探すことも飼い主の大切な義務です。動物に優しい気持ちを持つ人々が増えて、心温かで豊かな社会が実現することを目指しています。一匹でも多くの命を救うために、これからもNPO法人としての役割を認識し、活動していきたいです。



地域猫活動について

地域猫活動とは、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）が増えることによって生じる地域の問題を解決するための次のような活動・取り組みです。野良猫の寿命は一般的に3～5年程度と言われており、糞尿被害の減少などの効果が表れるまでには一定の時間を要するため、継続して活動を行っていく必要があります。

T（Trap） 野良猫を“捕獲”して、
N（Neuter） “不妊去勢手術”と“耳先カット”を施し、
R（Return） 元のテリトリーに“戻した”上で、
M（Management） 適正に“管理”して“見守り”を続ける。

地域猫不妊去勢手術費補助金

事前に登録した地域猫活動団体が登録期間中に市内で行う地域猫活動のうち、不妊去勢手術に要する費用の一部を助成します。なお、個人が行う活動は助成の対象となりません。

補助率：2分の1
（上限額：メス猫1頭あたり1万円
オス猫1頭あたり6千円）

詳しいことは、



入舟町会では、この補助金を活用して地域猫活動を行っています。昨年11月には野良猫65匹を捕獲し、45匹の猫に不妊去勢手術を施し、動物愛護団体を通じて仔猫20匹の譲渡先を探しました。

会長から住民へ向けたお手紙の一部です。
「一代限りの命となった猫は寿命をまっとうするだけです。できましたら寛大な心で接していただけたら幸いです。」
「不妊手術をせずにえさを与えるのはもう止めましょう。」

このような取り組みが市内の町会に広がっていくといいですね！（編集者）

活用の事例

動物愛護管理センターが できました

令和6年11月25日、函館市内で初めての
「動物愛護管理センター」がオープンしました。

犬猫の長期にわたる飼養管理やイベントの開催が可能な
設備を有する動物愛護管理行政の拠点施設で、保健所が
引取りした犬猫の譲渡や市民への動物の愛護および管理
に関する普及啓発事業を行います。また、本センターは、
函館市と北海道が締結した覚書に基づき、北海道動物愛
護センター（道南センター）の業務も行われており、両
センターの業務が一体的に実施されています。

犬飼養室・猫飼養室（犬猫合わせて50頭程度）のほか、
経過観察室、事務室、多目的ルーム、ドッグラン（半屋外）、
トレーニングスペース（屋外）などを完備しています。

犬猫の引き取り、迷い犬、迷い猫、野犬・野良猫に関することは、保健所生活衛生課環境衛生担当 ☎ 32-1524
里親募集、施設（センター）見学に関することは、動物愛護管理センター ☎ 44-2690 へお問合せください。
動物の移動や通院、処置のため不在にしている場合がありますので、電話をかけてからお越しください。



施設名：動物愛護管理センター

所在地：函館市吉川町6番22号

開所時間：午前8時45分～午後5時半

閉所日：土曜日、日曜日、祝日ならびに

12月29日から1月3日の期間



ニャン友ねっとわーく北海道代表 勝田さん

わたしたちは市から委託を受け、動物愛護管理センターを運営しています。セン
ターでは、「無責任な飼い主ゼロ」を合言葉に、保健所から搬送された犬や猫に、
必要な治療や不妊去勢手術を施したうえで、新しい飼い主に譲渡したり、飼い主に
適正飼養を行ってもらうための勉強会を開催したりしています。

センターにやってくる犬や猫はとても警戒心が強く、時には威嚇したりすること
もあるため、すぐには本当の性格を見極めることができません。センターのスタッ
プは、親身になって犬や猫のお世話をすることで、人間に対する警戒心を緩和させ、
スムーズに新しい飼い主へ譲渡できるよう支援しています。

センターから譲渡される犬や猫を伴侶動物に迎えるという選択がスタンダードに
なる日がくることを信じて、これからも努力していきます。

里親（新しい飼い主） を募集しています

「函館市動物愛護管理センター」と「北海道動
物愛護センター（道南センター）」では、道南
の保健所で引取りした犬猫の新しい飼い主を
募集しています。新たに家族として迎え入れ
たいと考えている方は、ぜひ次のホームペー
ジをご覧ください。

迷っているなら、
一度見てみて！



ペットを飼っている方、飼いたい方に知って欲しいこと

飼う前によく考えましょう

ペットを飼える居住環境ですか？ご家族はペットを飼うことに賛成ですか？毎日のお世話ができますか？フードや
日用品、治療費などの費用は負担できますか？そして、ペットが寿命を迎えるその日まで飼い続けることができま
すか？「ペットを飼わない」という選択も、動物たちへの愛情であることを知ってください。

飼い主には責任があります

守ってほしい5か条

その1

動物の習性等を正しく理解し、
最後まで責任をもって飼う

その2

人に危害を加えたり、近隣に
迷惑をかけないようにする

その3

むやみに繁殖させない

HP



詳しくは環境省HP「飼い主の方やこれからペットを飼う方へ」

その4

動物による感染症の
知識を持つ

その5

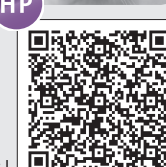
盗難や迷子を防ぐため、
所有者を明らかにする

保健所からのお願い

猫の飼い主

- ・室内で飼う
- ・健康管理を行う（定期的な健康診断）

HP



詳しくは市HP「猫の飼い方」

犬の飼い主

- ・犬の登録をする（生涯1回、転居や犬の死亡の時には届出も必要）
- ・狂犬病予防注射をする（年1回）
- ・放し飼いやリードなしでの散歩はしない
- ・糞尿は放置しない
- ・適切なしつけや訓練をする
- ・健康管理を行う（定期的な健康診断）



HP



詳しくは市HP「犬の飼い方」

ペットは寿命を迎えるその日まで飼い続けなければなりません。
やむを得ない事情でペットを手放さなくてはならないときは、
飼い主の責任で、信頼できる新しい飼い主を探してください。

保健所の職員から

函館市では、条例を定め動物愛護管理員を設置しています。
動物愛護管理員は保健所に在籍する獣医師等の職員で、動物の愛護および管理に関する事務を行っています。



保健所生活衛生課（動物愛護管理員・獣医師） 太田さん

動物愛護管理員の太田です。保健所には、ペットの飼い主のマナーについての苦
情が頻繁に寄せられます。飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるように気を配
るとともに、ご近所などに迷惑をかけないようにしなければなりません。人と動物
が共生する社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。ペットと気持ち
よく暮らすためにも、いま一度、飼い方のルールを確認しましょう。
ペットは大切な命です。最後まで責任を持って飼いましょう。